

物 件 明 細

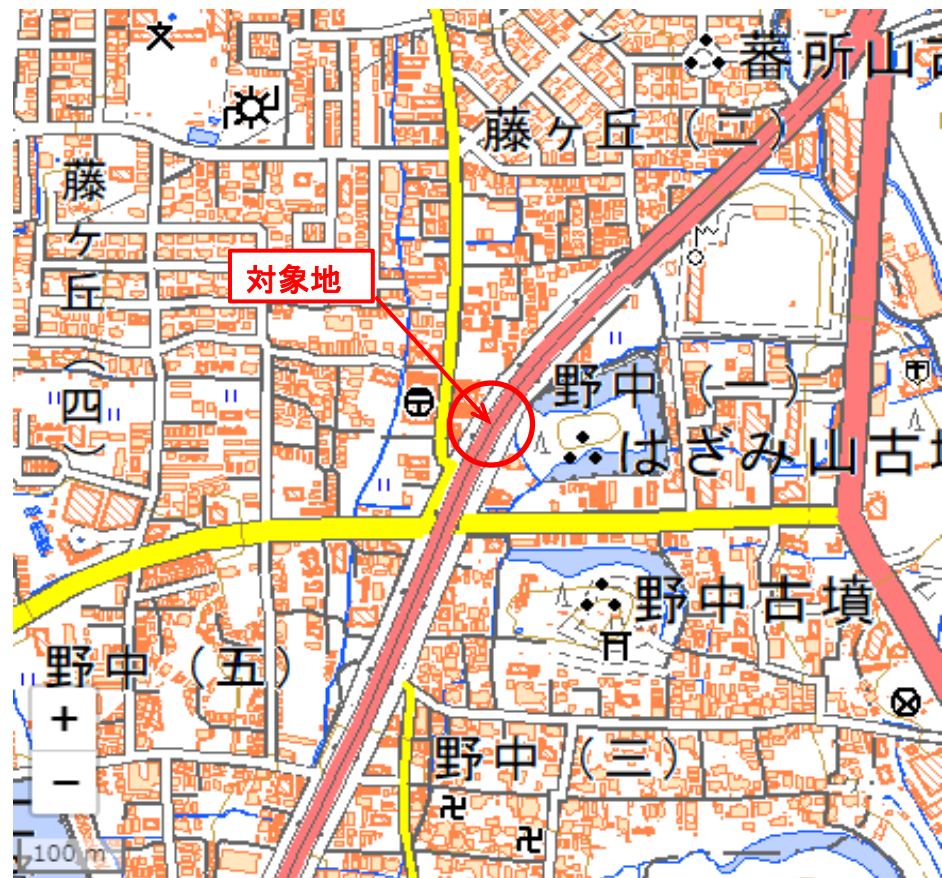
| | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|------------------------------------|----------|-----------------------------------|---|------------|------|----|--|
| 物件番号 | 所在地 (路線名) | 藤井寺市野中一丁目240番3外 (国道170号 野中跨道橋下) | 交通 機関 | 近鉄南大阪線 古市駅 北西 約 1,600m | 最 低 占用料 (年額) | 568,940円/年 | 占用期間 | 5年 | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 土地の概要 | | | | | 特記事項 | | | | |
| 面積 | 占用許可対象面積 | | | | 722 m ² | | | | |
| 接面道路 の状況 | 東側：国道側道・幅員 約 13.0m・舗装有・高低差無・南行き一方通行 西側：国道側道・幅員 約 8.0m・舗装有・高低差無・北行き一方通行 南側：国道・幅員 約 10.0m・舗装有・高低差無 | | | | | | | | |
| 法令に 基づく 制限 | 都 市 計画法 | 市街化区域内 | | | | | | | |
| | | 用途地域 | 準住居地域 | | | | | | |
| | | 地域地区 | — | | | | | | |
| | 建ぺい率 | 60% | 容積率 | 200% | | | | | |
| その他の 法令等 | ・道路法(国道 170号区域内) ・文化財保護法(はざま山遺跡) ・消防法 | | | | | | | | |
| その他条件 | ・火気厳禁 | | | | | | | | |
| 供給 処理 施設 の 状況 | 区分 | 配管等の状況 | | 照会先及び電話番号 | | | | | |
| | | 対象地周辺 | 対象地内 | | | | | | |
| | 公営 水道 | 本管 | 引込管 | 引込み不可 | | | | | |
| | | 有 | 無 | | | | | | |
| | 電気 | 配電線 | 引込線 | 関西電力(株)(コールセンター) 0800-777-8810 | | | | | |
| | | 有 | 無 | | | | | | |
| 都市 ガス | 本管 | 引込管 | 引込み不可 | | | | | | |
| | 無 | 無 | | | | | | | |
| 公共 下水道 | 本管 | 引込管 | 引込み不可 | | | | | | |
| | 無 | 無 | | | | | | | |
| | | | | | 1 平面駐車場(ただし、自社用に限る。)及び資材置場としての利用に限定しております。なお、簡易な工作物等の設置は認めることとしますので、大阪府富田林土木事務所と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 072-25-1131(代) | | | | |
| | | | | | 2 占用期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。 | | | | |
| | | | | | 3 対象地への車両等の出入りについては、対象地南西側の既設門扉からのみ認めます。なお、出入口の拡幅・移設等の変更は認められません。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府富田林土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 072-25-1131(代) | | | | |
| | | | | | 4 対象地にある架空構造物の地上からの高さは、最も低い箇所です約3.0mとなります。 | | | | |
| | | | | | 5 対象地周辺は公共下水道管がありませんので、排水の生じる利用はできません。そのため上水道についても、引込みは不可とします。 | | | | |
| | | | | | 6 電気の引込みについては、大阪府富田林土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占用者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 072-25-1131(代) 関西電力株式会社(コールセンター) 電話 0800-777-8810 | | | | |
| | | | | | 7 対象地周辺は都市ガス本管がありませんので、都市ガスの引込みはできません。 | | | | |

(裏面へつづく)

特記事項

- | | |
|--|---|
| <p>8 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「はざみ山遺跡」に指定されており、対象地にて掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。 (お問い合わせ先) 藤井寺市教育員会文化財保護課 電話 072-939-1111(代)</p> | <p>13 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>14 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。</p> <p>15 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。</p> |
| <p>9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、対象地の出入口門扉付近に、大阪府警察が所有する信号用ケーブルの管理用の人孔が存在します。信号用ケーブルの保守点検等のため、警察職員又は大阪府警察から発注を受けた業者が対象地に立ち入ることがあります。人孔上には物件を置かないようにし、さらに、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占用者の負担となります。</p> | |
| <p>10 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府富田林土木事務所と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 維持保全課 電話 0721-25-1131(代)</p> <p>11 対象地には過去の公募により落札された現占用者がいます。現占用期間は最長で令和2年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和2年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日まであらかじめ現占用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約等には一切関与しません。</p> <p>12 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。</p> | |

(1)位置図 (物件番号:第3号)



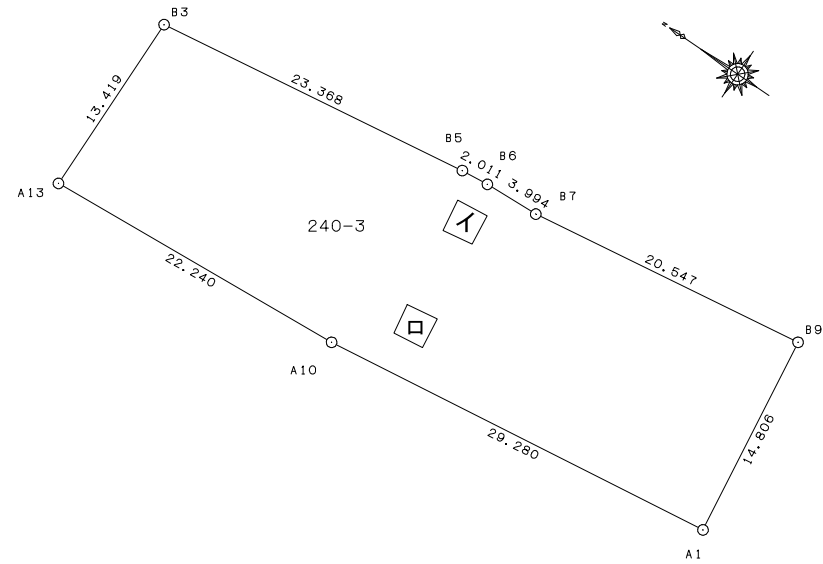
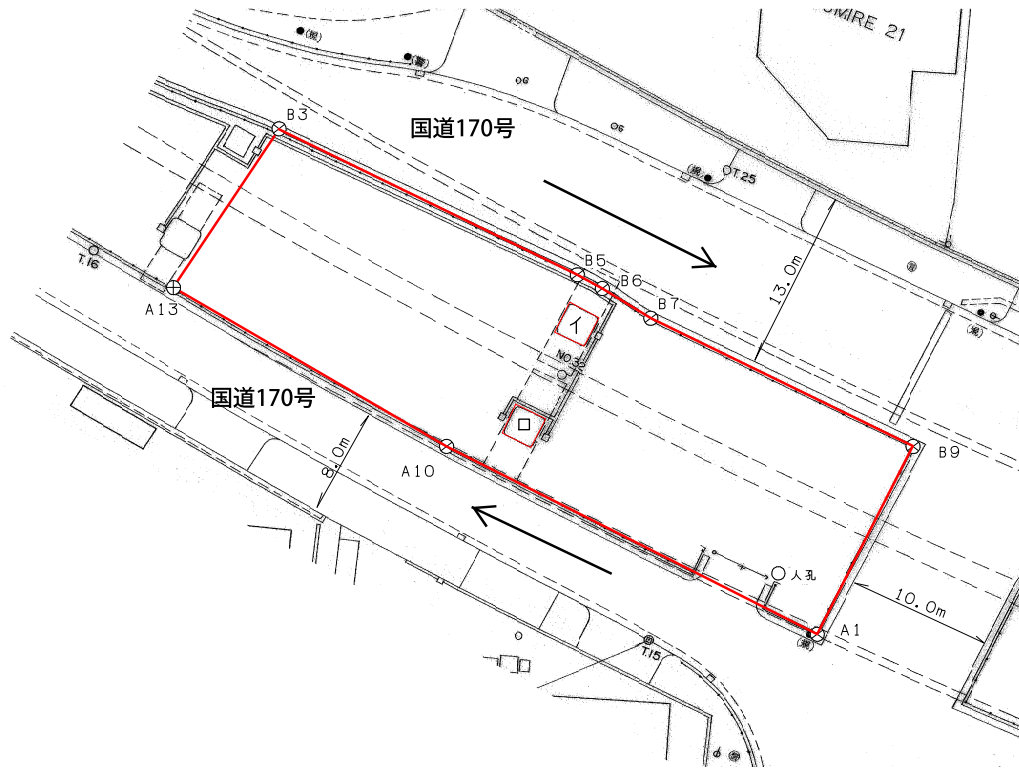
出典: 国土地理院ウェブサイト



出典: 国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号 : 第 3 号)

藤井寺市野中一丁目240番3外



| 地番 | | 240-3 | | | |
|-----|----------|-------------|----------------|-----------------------|--|
| 点名 | X 座標 | Y 座標 | Yn*(Xn+1-Xn-1) | 距離 | |
| B3 | 1041.326 | 968.595 | 868.829715 | 23.368 | |
| B5 | 1031.051 | 989.583 | -11122.912920 | 2.011 | |
| B6 | 1030.086 | 991.348 | -3029.559488 | 3.994 | |
| B7 | 1027.995 | 994.752 | -11058.657984 | 20.547 | |
| B9 | 1018.969 | 1013.212 | -22526.742396 | 14.806 | |
| A1 | 1005.762 | 1006.518 | 1.006518 | 29.280 | |
| A10 | 1018.970 | 980.385 | 23913.550920 | 22.240 | |
| A13 | 1030.154 | 961.161 | 21487.715316 | 13.419 | |
| | | | 倍面積 | 1466.770319 | |
| 面積 | | 733.3851595 | 地積 | 733.38 m ² | |

控除面積 (橋脚部 イ + ロ) $2.4 \times 2.4 \times 2 = 11.52 \text{ m}^2$

占用許可対象面積 $733.38 - 11.52 = 721.86 \text{ m}^2$

| | |
|-------|-----------|
| 図面名 | 貸付平面図・丈量図 |
| 作成年月日 | 令和元年7月31日 |
| 事業者名 | 大阪府 |